

一般社団法人 日本認知症ケア学会 災害時活動支援事業規程

2019年1月1日施行

1. 事業内容

本学会会員ならびに認知症ケア専門士による、国内で発生したあらゆる災害における、認知症の人および家族、施設、事業所、機関等への支援活動の費用補助を行う。

2. 活動支援事業の内容

- (1) 本学会会員ならびに認知症ケア専門士の災害時活動支援金の交付
- (2) 災害時の活動支援促進及び減災のための教育・啓発等事業の実施
- (3) その他、災害支援検討委員会および理事会が認めた事業

3. 活動支援金交付対象

- (1) 被災地において直接・間接的支援活動のための交通費
- (2) 被災地において支援に使用する物資の購入費
- (3) その他支援に要した経費

注意事項：人件費は対象外とする。

4. 活動支援金の限度額

原則、一回の災害につき1人50,000円を限度とする。

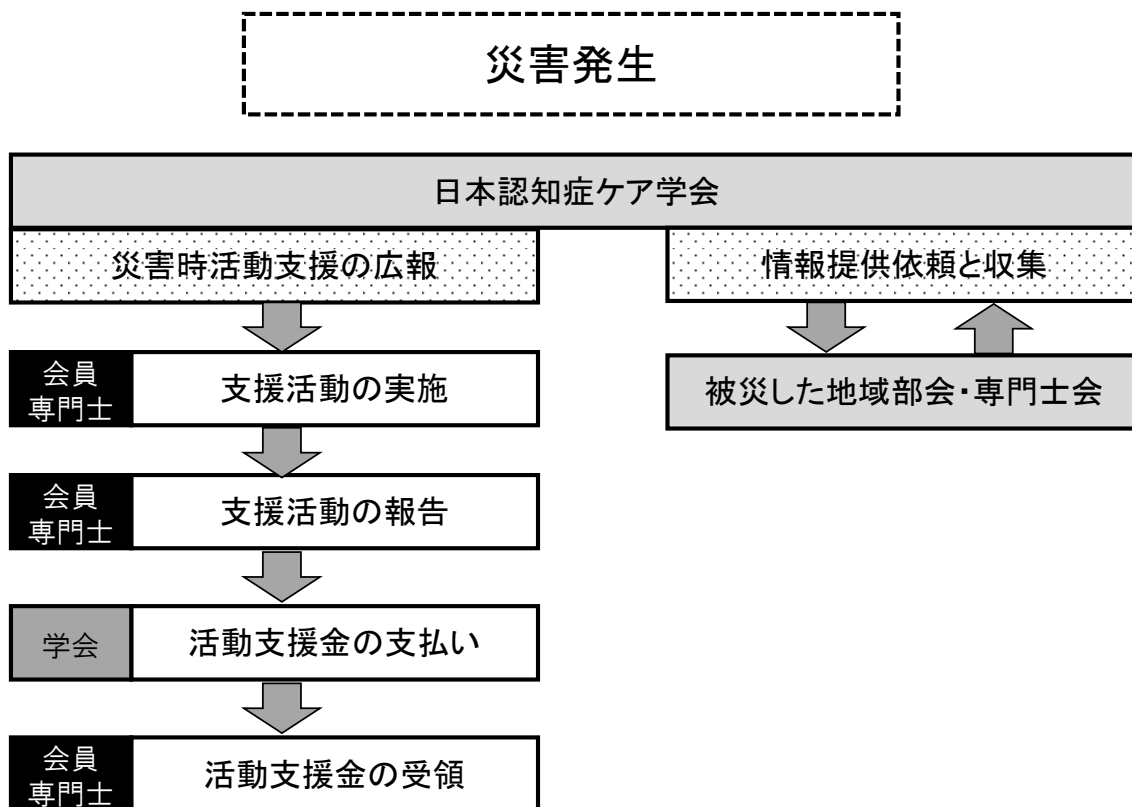
5. 活動支援金の交付請求

- (1) 交付請求の受付窓口は日本認知症ケア学会事務局とする。
- (2) 支援活動終了後に支援活動報告書・活動経費報告書を提出し、災害支援検討委員会が認めた活動に対して都度速やかに支払われる（別紙参照）。

6. その他

- (1) 被災地の本学会地域部会ならびに専門士会は情報提供を行う。
- (2) 災害時活動支援金は支援金予算の範囲内で支払われる。
- (3) 災害時活動支援金は、本学会にて費用積立を行い、理事会にて報告される。
- (4) 災害時の認知症の人および支援者への災害支援ガイドラインを作成し、周知する。
- (5) 啓発活動として、市民公開講座と本学会会員及び専門士を対象とした教育講演を実施する。

災害時活動支援事業フローチャート



支援活動報告書・活動経費報告書記載例

支援活動報告書・活動経費報告書

氏名 会員番号もしくは専門士番号

1. 活動日 2019年 ○月○日
2. 活動場所
3. 活動内容 (概要のみ)
4. 活動経費報告 (領収書添付)
(例) 支援物資として, オムツ 10 パック (24 枚入り) 15,000 円
5. 振込先
銀行 支店 普通 123245 口座名義